

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 ご 案 内

私達の10の目標

- 1 貸金業法のもとで、多重債務者の発生を防止しよう！ 利息制限法の上限金利を引き下げよう！
- 2 多重債務者を含む生活困窮者の生活再建のため、教育・医療・雇用・年金・介護・居住など、社会保障制度を充実させるとともに、生活保護等、生存権を実現させるための制度を拡充させ、積極的に啓発・活用しよう！
- 3 生活困窮者の生活再建を支援するため、行政を含む相談窓口を充実させよう！ 生活苦による自殺や無縁社会での孤独死をなくそう！
- 4 貧困ビジネス・ヤミ金融を根絶させよう！
- 5 消費者教育を充実させるとともに、割賦販売法・特定商取引法を徹底的に活用しよう！
- 6 消費生活相談員の地位・権限向上を中心とする地方消費者行政の充実を実現しよう！
- 7 低賃金・不安定雇用を解消し、非正規労働者の権利を確保しよう！
- 8 ギャンブル・買い物などの依存症問題を解決するとともに、カジノ設置を阻止しよう！
- 9 返済しやすい奨学金制度を整備するとともに、給付制奨学金制度を設立・拡充させよう！ 大学の授業料を無償化しよう！
- 10 連帯保証、根保証制度を廃止し、保証契約による悲劇をなくそう！

安全・安心な国民生活、貧困生活からの脱却を目指して

クレサラ対協は、1978年11月に全国クレサラ問題対策協議会として発足し、1985年4月に全国クレジット・サラ金問題対策協議会と改称し、2006年に貸金業法の制定、2010年に同法完全施行を実現した後の2014年1月に全国クレサラ・生活再建問題対策協議会と改称しました。

このように、私達の活動は既に40年以上に及び、多重債務問題の解決に大きな成果を上げてきました。

しかし、日本社会は、貧困の増大、格差の拡大、富の偏在、社会階層の固定化が進み、貧困ビジネスの撲滅、生活保護、更に教育、雇用、医療、年金、介護などの社会保障政策、生活再建のシステムの構築などの取り組みが必要となっています。

私達は、今、全ての市民の安心・安全な生活、貧困からの脱却のため、傘下の関係団体と力を合わせ、広く東アジアを始めとする世界の仲間達と調査、研究、貧困根絶の情報交換を含む市民運動、被害者運動を強化するべく取り組んでいます。

この運動の成功のため、学者、研究者、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士などの専門職の方々、労働組合、消費者団体、市民運動団体、更には被害者の会、その他当事者の方々の積極的なご参加と物心両面に亘るご支援をお願いしています。多くの方々のご支援、ご参加をお願い致します。

2022年1月

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

代表幹事弁護士 木村達也

連絡先



〒530-0047 大阪市北区西天満4-11-16

ニュー梅新東ビル7階 山田・長田法律事務所内

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会事務局

電話 06-6360-2031

FAX 06-6360-2032

クレサラ対協並びに関係団体組織一覧

名誉代表幹事	甲斐道太郎	弁護士 宇都宮健児 梶島 敏雅	司法書士 新里 宏二 小久保哲郎	司法書士 小澤 吉徳	監査役	税理士 杉本 泰孝
代表幹事	弁護士 木村 達也	副代表幹事				

事務局	弁護士 河野 聡 司法書士 水谷 英二	山田 治彦 新川 眞一	小野 順子 末山 尚子	吉田 哲也	土井裕明		
常任幹事	弁護士 伊澤正之	尾川雅清	拝師徳彦	青山定聖	猪股 正	和田聖仁	村上 晃
	藤澤智実	尾藤廣喜	辻 泰弘	荏原正道	荏原洋子	龍 康暢	仲山忠克
	池本誠司	宮田尚典	舟木 浩	菅 陽一	長井貴義	釜井英法	岩重佳治
	増田 尚	名波大樹	秋田智佳子	中西 基	加藤 修	三上 理	常岡久寿雄
	斎藤 匠	塩地陽介	林 治	佐藤靖祥	織田恭央	久保田和志	篠田奈保子
	柘植直也	及川智志					
	司法書士 小寺敬二	関井正博	井口鈴子	和田洋子	喜成清重	木下 浩	大部 孝
	稲本信広	入山和明	池田誠治	小野 慶	野澤貞人	上原 修	秋山 淳
	堀 泰夫	伊東弘嗣	前田勝範				
	柴田武男 (社会活動家) 田中祥晃 (尼崎あすひらく会) 塩原洋光 (労働団体) 田中千鶴子 (和歌山あざみの会) 澤口宣男 (夜明けの会) 高濱登志子 (熊本クレ・サラ被害をなくす会) 小倉光雄 (群馬ひまわりの会) 鍋谷健一 (高松あすなろの会) 小野啓輔 (つなサボ) 川内泰雄 (大阪いちょうの会) 吉田豊樹 (埼玉夜明けの会) 豊田章昇 (広島つくしの会) 峯松良明 (福山つくしの会) (但し順不同)						

クレサラ対協関連団体一覧表

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会 会長 (選考手続中) 事務局長 川内泰雄 連絡先: 大阪市北区西天満4丁目5番5号マース梅田301号 大阪いちょうの会内 TEL 06(6361)0546 FAX 06(6361)6339	全国ヤミ金融・悪質金融対策会議 (2014年1月31日結成) 代表幹事 宇都宮健児・新里宏二 事務局長 三上 理 連絡先: 東京都世田谷区太子堂4-7-4 セラピュアビル4階 せたがや市民法律事務所 TEL 03(6453)4390 FAX 03(6453)4392
全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 (2014年4月12日結成) 代表幹事 新里宏二 事務局長 吉田哲也 連絡先: 兵庫県三田市中心町9-38ユマニティビル2階 三田あおぞら法律事務所(弁護士法人青空三田支部) TEL 079(556)5741 FAX 079(556)5742	生活弱者の住み続ける権利対策会議 (2015年4月11日結成) 代表 田中祥晃 事務局長 及川智志 連絡先: 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 TEL 047(362)5578 FAX 047(362)7038
43条対策会議 (2005年4月16日結成) 代表 荏原洋子 副代表 伊東正彦 連絡先: 神奈川県川崎市宮前区鷺沼1-18-11 ニューウェル204 TEL 044(854)5414 FAX 044(855)5657	奨学金問題対策全国会議 (2013年3月31日結成) 代表 大内裕和・伊東達也 事務局長 岩重佳治 連絡先: 東京都世田谷区太子堂4-7-4 セラピュアビル4階 TEL 03(6453)4390 FAX 03(6453)9392
つながる社会保障サポートセンター (2020年4月13日結成) 代表 土井裕明・木村達也・水谷英二 センター長 小野啓輔 連絡先: 大阪府箕面市萱野4-3-10-402 メイプル法律事務所内 TEL 072(724)2730 FAX 072(723)9801	東アジア生活再建市民会議 (仮称) (設立準備中) 代表 宇都宮健児 (予定) 事務局長 柘植直也 (予定) 連絡先: 名古屋市中区丸の内3-6-41 DDSビル6階 TEL 052(953)7885 FAX 052(953)7884
滞納処分対策全国会議 (2017年4月8日結成) 代表 角谷啓一 事務局長 佐藤靖祥 連絡先: 仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル3階 TEL 022(722)6435 FAX 022(722)6436	利息制限法金利引下実現全国会議 (2007年3月4日結成) 代表 荏原正道 事務局長 小澤吉徳 連絡先: 静岡県駿河区稲川3-3-10 TEL 054(282)6505 FAX 054(282)4885
生活保護問題対策全国会議 (2007年6月3日結成) 代表 尾藤廣喜 副代表 竹下義樹・河野 聡 事務局長 小久保哲郎・猪股 正 連絡先: 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階 TEL 06(6363)3310 FAX 06(6363)3320	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議 (略称クレちほ) (2008年7月18日結成) 代表 釜井英法・池本誠司・村上美和子 事務局長 拝師徳彦 連絡先: 千葉市中央区中央4-8-8 日進ビル4階 TEL 043(225)6665 FAX 043(225)6663
非正規労働者の権利実現全国会議 (2009年11月22日結成) 代表幹事 脇田 滋・中村和雄 事務局長 村田浩治 連絡先: 堺市堺区一条通20-5 銀泉堺東ビル6階 TEL 072(221)0016 FAX 072(232)7036	セーフティネット貸付実現全国会議 (2008年7月6日結成) 代表 宇佐見大司・新里宏二 事務局長 村上 晃 連絡先: 長野市旭町1098番地 長野県教育会館4F TEL 026(235)1321 FAX 026(235)5561
依存症問題対策全国会議 (2008年7月4日結成) 代表 加藤 修 事務局長 吉田哲也 連絡先: 兵庫県三田市中心町9-38 ユマニティビル2階 三田あおぞら法律事務所(弁護士法人青空三田支部) TEL 079(556)5741 FAX 079(556)5742	全国追い出し屋対策会議 (2009年2月15日結成) 代表 増田 尚 事務局長 堀 泰夫 連絡先: 大阪市北区西天満4-5-5 マース梅田301号 TEL 06(6361)0546 FAX 06(6361)6339
多重債務による自死をなくす会 (2007年3月3日結成) 代表 弘中照美 事務局長 弘中隆之 連絡先: 神戸市中央区多聞通2-5-18 TEL 078(371)3577 FAX 078(362)5621	買い取り金融対策全国会議 (2021年12月17日設立) 代表幹事 織田恭央・前田勝範 事務局長 山下正悟 連絡先: 東大阪市菱屋西5-2-1 ジェイルミナ小阪703 TEL 06(6782)0066 FAX 06(6782)0069
公正な税制を求める市民連絡会 (2015年5月16日設立) 共同代表 宇都宮健児・山根香織・菅井義夫・雨宮処凛 事務局長 猪股 正 連絡先: さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所内 TEL 048(862)0355 FAX 048(866)0425	

クレサラ対協の主な活動年表

1977年5月	サラ金問題研究会（大阪）発足
1977年10月4日	サラ金被害者の会（大阪）結成
1978年11月25日	「全国サラ金問題対策協議会」創立総会

サラ金法制定運動

1981年9月13日	第1回全国サラ金被害者交流集会（大阪）
1982年4月	全国サラ金被害者連絡協議会設立（広島）
1983年4月28日	貸金業規制法成立（年109.5%の出資法金利を3段階で40.004%に引き下げる）（11月1日施行）
1984年3月23日	第1回サラ金被害撲滅キャンペーンキャラバン実施
1985年4月6日	全国クレ・サラ対協と改称
1985年9月12日	日弁連消費者問題対策委員会設置
1987年8月30日	公証人法研究会発足
1990年4月20日	第1回全国一斉「クレジット・サラ金110番」実施
1995年5月20日	第1回クレ・サラ徹底討論会（京都）（現・クレサラ実務研究会）

大手サラ金の無人契約機増加 サラ金バブル続く

1998年8月24日～11月6日	第2回サラ金被害撲滅キャンペーンキャラバン実施
1998年12月19日	日米・商工ファンド対策全国弁護団結成（2010年12月19日解散）
1999年12月1日	高金利引下げ全国連絡会結成
1999年12月12日	特定調停法成立
2000年2月26日	日掛金融対策全国弁護団（同対策会議）結成
2000年12月14日	全国ヤミ金融対策会議結成
2001年6月1日	年金担保被害対策全国ネットワーク結成
2001年8月～10月	第3回高金利引き下げキャンペーンキャラバン実施
2001年9月29日	全国クレサラ・商工ローン調停対策会議結成

貸金業法改正に向けて

2003年10月4日	行政の多重債務対策の充実を求める全国会議結成（2017年1月14日解散）
2004年1月1日	ヤミ金対策法（改正貸金業規制法）施行
2005年4月16日	アイフル被害対策全国会議結成、43条対策会議結成
2005年7月16日	クレジット過剰と信対策全国会議結成（08.7クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議「クレちほ」と改称）
2005年～2006年	利息制限法に関する借主保護の最高裁判決が次々に出される
2006年3月	日弁連、高金利引下げ実現本部を設置する
2006年5月～10月	第4回高金利引き下げキャンペーンキャラバン実施
2006年12月13日	貸金業法成立（2010年6月18日完全施行）
2007年3月	多重債務による自死をなくす会結成、利息制限法金利引下実現全国会議結成
2007年4月20日	多重債務問題改善プログラム施行
2007年6月～11月	第5回多重債務者掘り起こし全国キャラバン実施

生活再建問題への取り組み

2007年6月3日	生活保護問題対策全国会議結成
2008年7月	依存症問題対策全国会議、セーフティネット貸付実現全国会議結成
2008年7月～10月	第6回生活保護充実・反貧困全国キャラバン実施
2009年2月15日	全国追い出し屋対策会議結成
2009年7月～11月	反貧困キャンペーン実施
2009年11月14日	手形・小切手ヤミ金（システム金融）対策全国会議結成
2009年11月22日	非正規労働者の権利実現全国会議結成
2010年3月27日	CFJ被害対策全国会議結成
2010年10月24日	武富士の責任を追及する全国会議結成
2011年3月27日	保証被害対策全国会議結成
2013年1月12日	武富士・日米債権取立対策会議結成
2013年3月31日	奨学金問題対策全国会議結成
2013年8月～10月	反貧困全国キャラバン2013実施
2014年1月11日	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会と改称
2014年1月31日	高金利引下げ全国連絡会と全国ヤミ金融対策会議とが合併し、全国ヤミ金融・悪質金融対策会議結成
2014年4月12日	全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会結成
2015年4月11日	生活弱者の住み続ける権利対策会議結成
2017年4月8日	滞納処分対策全国会議結成
2020年4月13日	つながる社会保障サポートセンター設立
2022年10月29日	第41回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会（大津）開催予定

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会規約

第1条 (名称)

本会は、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会（略称、全国クレサラ対協）と称する。

第2条 (目的)

- 本会は、
- ① 多重債務被害の予防と救済並びに生活再建に資する諸制度についての調査・研究
 - ② ①の課題に関する適切な法規制の実現
 - ③ ①の課題に対する情報交換並びに消費者教育を計ることを目的とする。

第3条 (運動計画)

- 本会は、
- ① 多重債務被害及び生活再建制度の問題に関するシンポジウム、研究会、集会の開催
 - ② ①についてのパンフレット、報告書等の作成、配布
 - ③ その他時宜に応じて立法、行政等に対する必要な具体的運動を行う。

第4条 (構成員)

- 本会は、
- ① 個人会員（学者、弁護士、司法書士、その他本会の目的に賛同する個人）
 - ② 団体会員（全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、被害者の会、その他本会の目的に賛同する諸団体）
- をもって構成する。
- 但し、貸金業者・違法金融業者・貧困ビジネス等に関わる者並びに非弁提携弁護士・司法書士は除くものとする。

第4条の2 (関連団体)

- 1 本会は、本会の目的に賛同して活動する団体のうち、幹事会において承認された団体を、関連団体とする。
- 2 本会は、本会の目的を達成するために、関連団体と協働して、必要な取組を行う。
- 3 本会は、関連団体に対し、前項の活動に要する費用に充てるために、総会の決議に基づき、助成金を交付することができる。
- 4 本会は、関連団体に対し、前項の助成金を交付したときには、必要に応じて、その使途等について説明を求めることができる。
- 5 本会は、関連団体について、幹事会の決議により、本条1項の承認を取消することができる。

第5条 (入会)

本会への入会は、入会申込書と会費を添えて行い、事務局会議の承認を得るものとする。また、団体会員の入会申込はその団体の規約を添付するものとする。

第6条 (役員)

- ① 本会は、代表幹事1名、副代表幹事若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、常任幹事30名以上、幹事50名以上並びに監査役1名を置くこととする。
- ② 本会は、名誉代表幹事を置くことができる。

第7条 (任期)

役員は総会で選出される。役員の任期は1年とし再任は妨げないものとする。

第8条 (意思決定)

- 本会の意思決定機関として、次の機関をおく。
- ① 総会は、代表幹事の招集により、年1回、年始に開催される。総会は、出席会員の過半数の議決により、役員の選任、決算及び予算の承認、規約の変更、解散の意思決定をなすものとする。
 - ② 幹事会は代表幹事・副代表幹事・事務局長・事務局次長・常任幹事・幹事によって構成し、年3回以上開催する。会員は幹事会に自由に参加、発言することができる。幹事会は、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を決定する。幹事会は、必要に応じて、特別委員会、部会若しくは関連団体を設置することができる。
 - ③ 常任幹事会は、代表幹事、副代表幹事、事務局長、事務局次長、常任幹事で構成し、代表幹事により随時会議が招集されるものとする。常任幹事会は、至近の総会までの重要事項について審議し決定する。

第9条 (事務局長並びに事務局次長らの職務)

事務局長並びに事務局次長は全国の会員の名簿の作成、会員間の連絡、情報の交換並びに会計を担当する。監査役は会計監査を行い、総会に報告する。

第10条 (退会)

会員はいつでも退会をすることができる。

第11条 (除名)

常任幹事会は本会の趣旨・目的に反する行為を行った会員に対し、退会勧告をし又は除名をすることができる。

第12条 (会計)

本会の会計は会員からの下記年会費、任意の寄付金並びに、本会発行の各種出版物の販売代金をもって充てる。

- 1 個人会員
弁護士・司法書士：1口 10,000円
その他会員：1口 5,000円
- 2 団体会員：1口 5,000円

第12条の2 (事業年度)

当会の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第13条 (事務局)

本会の事務局は、大阪府大阪市北区西天満4丁目11番16号 ニュー梅新東ビル7階 山田・長田法律事務所内に置く。

第14条 (個人情報保護)

本会は個人情報保護のため、会員名簿を公開しないものとする。但し、会員より、正当な理由により、その目的実現のために必要最小限の範囲で開示の申請があった場合には、事務局長の判断でこれを公開することができる。

第15条 (附則)

本規約は令和4年新年総会の承認により発効するものとする。

入会申込書

年 月 日

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 御中 (FAX 06-6360-2032)

私は全国クレサラ・生活再建問題対策協議会（略称、全国クレサラ対協）への入会を申し込み致します。尚、入会申込に当たり、年会費5,000円（弁護士・司法書士会員は10,000円）を下記口座に振込の上、上記規約を遵守することを誓います。

申 込 人	ふりがな			
	氏 名	㊟		
	住 所 (連絡先)	〒		
	職 業 (所属団体)			
	T E L F A X		メ ー ル ア ド レ ス	(入会承認後、メーリングリストに登録します)

年会費振込先

銀行口座

京都銀行尼崎支店 普通 30994
全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 会計 吉田哲也

入会承認通知書

貴殿の入会が承認されたことを通知致します。

年 月 日
代表幹事 弁護士 木村達也 ㊟